

令和 7 年度下関市立市民病院医療廃棄物収集運搬業務及び処分業務委託仕様書

本業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令及び行政指導等を遵守し、下関市立市民病院より排出される医療廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬業務及び処分業務を行うための必要な事項を定める。

1 業務内容

（収集運搬業務）

下関市立市民病院から排出される医療廃棄物を処理場まで収集運搬する業務

（処分業務）

下関市立市民病院から排出される医療廃棄物の処分業務

2 廃棄物の種類、分別、荷姿等

	廃棄物の種類	分 別		荷姿及び容器
		感染性一般廃棄物	感染性産業廃棄物	
1	血液等	—	血液、血清、血漿、体液、血液製剤等	ダンボール箱
2	血液等が付着した鋭利なもの	—	注射針、メス、ガラス屑等	耐貫通性のある容器
3	その他血液等が付着したもの	血液等が付着した紙屑、繊維屑（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）等	血液等が付着した実験・手術用の手袋等	ダンボール箱または丈夫なプラスチック袋（二重）
4	病理微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの	実験・検査等に使用した培地及び摘出した臓器等	実験・検査等に使用した試験管、シャーレ等	3に同じ
5	汚染物が付着又はその恐れがあるので1～3に該当しないもの	汚染物が付着した紙屑、繊維屑等	汚染物が付着したプラスチック類等	3に同じ

3 排出見込量

12, 289kg/月

容器別排出見込数（年間）

種 別	年間予定量
感染性廃棄物用容器（ミッペール 20L）	2,600 個
感染性廃棄物用容器（ミッペール 45L）	1,700 個
感染性廃棄物用容器（メディカルペール 50L）	2,200 個
感染性廃棄物用容器（ダンボール箱 50L）	21,000 箱
感染性廃棄物用容器（ダンボール箱 80L）	2,500 箱

ただし、排出見込量及び容器別排出見込数は過去実績に基づく見込量であり、実際の排出量を約束するものではない。

4 収集場所

下関市立市民病院ごみ処理室とする。

5 処分方法

溶融または焼却等、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）」で定める方法にて適正に処分すること。

6 収集方法

原則として月曜日から土曜日に廃棄物を収集する。収集しなくてよい日がある場合は、病院が指定する。

7 収集運搬の取り扱いについて

(1) 感染性廃棄物の収集運搬は、次のように行うこと。

- ①感染性廃棄物が飛散・流出しないようにすること。
- ②当該収集運搬に伴う悪臭・騒音・振動によって生活環境の保全上支障を生じないように必要な措置を講ずること。
- ③収集運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ④収集運搬の際には、感染性廃棄物の種類、取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を作成し携帯する、又は運搬容器に当該事項が表示されていること。
- ⑤感染性廃棄物の収集運搬を行う場合には、必ず容器に入れて収集運搬すること。容器は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造を有するものであること。
- ⑥感染性廃棄物の運搬に当たっては、他の廃棄物と混載しないこと。

(2) 感染性廃棄物を積み替える場合は、次のように行うこと。

①感染性廃棄物を積み替える場合には、冷蔵する、容器に入れ密閉する等腐敗防止のために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ積み替えを行った後の運搬先が定められていること、搬入された感染性廃棄物の量が、積み替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと、及び搬入された感染性廃棄物が腐敗しないうちに搬出することが必要である。

②積み替えの場所は、次のようにすること。

ア 感染性廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭発散しないように必要な措置を講ずること。

イ ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

ウ 周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に感染性廃棄物の積み替えの場所であること並びに管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示すること。

エ 感染性廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

8 収納容器の提供について

(1) 廃棄物の収納容器及び院内各所に収納容器を設置する際の専用スタンドは、収集・運搬業者または処分業者の負担で病院の希望する数量を提供すること。

収納容器用スタンド設置数（参考）

種 別	台数
感染性廃棄物容器用スタンド 20L	65 台程度
感染性廃棄物容器用スタンド 45L	18 台程度
感染性廃棄物容器用スタンド 50L	17 台程度
感染性廃棄物容器用ダンボール箱スタンド 50L	80 台程度

(2) 収納容器の容量は「3 排出見込量」に記載しているとおりとするが、病院の業務に支障のない範囲で変更することを妨げない。

(3) 廃棄物の収納容器（未使用に限る）は病院に支障がない範囲で、病院指定の専用置場に保管することができる。

9 その他

(1) 業務履行にあたっては、環境省が定める「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」、その他関連法令並びに各自治体が定める条件等を遵守し実施すること。

(2) 事業範囲等の確認書類として特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（取扱廃棄物に「感染性産業廃棄物」を含む）または特別管理産業廃棄物処分

業許可証（取扱廃棄物に「感染性産業廃棄物」を含む）の写しを提出すること。

- (3) 履行期間途中で受託者の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証または特別管理産業廃棄物処分業許可証の期限が切れる場合は、速やかに許可の更新を行い、新たな許可証の写しを提出すること。